

內衣  
名稱

風呂桶

しおはせとありければ、まちゐたるに、二ときばかりまで出あはねば、なまはらだ、しうおぼえて、○中いかにせんと思まはずに、僧正はさだまりたることにて、湯ぶねに藁をこま／＼ときりて、一はた入て、それがうへに筵をまきて、ありきまはりては、さうなくゆどのへ行て、はだかになりて、えさいかさいとりぶすまといひて、ゆぶねにさくと、のけざまにふすことをぞま給ける、陸奥前司よりて、むしろをひきあけて見れば、まことにわらをこま／＼ときり入たり、それをゆどののたれぬのをときおろして、このわらをみなとり入て、よくつゝみて、そのゆぶねにゆ桶をまたにとり入て、それがうへに圍基盤をうら返して、をきてむしろをひきおほひて、さりげなく、たれぬのにつゝ、みたるわらをば、大門のわきにかくしをきてまぢゐたるほどに、二時あまりありて僧正小門より歸をとしければ、○中僧正はれいのことなれば、衣ぬぐほどもなく、れいのゆどのへいりて、えさいかさいとりぶすまといひてゆぶねをどり入てのけざまにゆくりもななくふしたるに、ごばんのあしのいかりさしあがりたるに、尻ぼねをあらふつきて、としたかうなりたる人のまに入てさしそりてふしたりけるが、○中目をかみにみつけてまにいりてねたり、

〔物類稱呼器用〕桶をけ 上下總劬及武藏にて、こがといふ、(中略)すえふろをけをす

〔倭訓栞前編二十六〕ふろ 浴室をふろと稱するも風爐より出たる語なるべし、湯ユふる居スふるル 虚カふる等あり、

○按ズルニ、風呂桶ノ事ハ、居處部浴室篇ニ詳ナリ、

〔倭名類聚抄十四〕內衣 温室經云、澡浴之法、七物、其七曰內衣、和名、由加論語注云、明衣以布爲沐

浴衣也、

〔箋注倭名類聚抄六〕帷屏障具 釋名云、帷音維、加太比良(中略)、按加太不復重之義、比良謂薄如葉也、

太比良、本書內衣訓、由加太比良、是也、俗或以帷子字爲禪布衣、非是